

民局県税部窓口、金融機関及びお近くのコンビニなどで納付できます。コンビニでは、休日・夜間でも納付できますが、期限を経過したときは取扱いできない場合がありますので、期限を守って納付してください。

納税通知書等に記載のeL-QRを読み取ることで、スマートフォンアプリやクレジットカード、インターネットバンキングでも納付できます。決済アプリの対応状況については「地方税お支払いサイト」をご確認ください。(決済方法によっては手数料がかかる場合があります)

「お問合せ先」

下北地域県民局県税部納税管理課
☎0175-22-8581

内線210または211

※アプリの操作方法については各決済事業者にご確認ください。

県税の納税証明書の

交付申請について

官公庁の入札参加資格審査申請、建設業許可申請、所得税確定申告、金融機関の融資申込み等のため、県税(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税等、個人事業税等)の納税額又は未納額がないことの証明書が必要な方は、次の書類等をご準備の上、県税部窓口へ交付申請してください。郵送による交付申請も可能です。詳しくは県税部まで、お問い合わせください。

○本人申請の場合

- ①申請書(県税部窓口へ備付。県のホームページからもダウンロードできます。)
- ②本人確認ができる公的書類(運転免許証等顔写真付のものは1枚、顔写真のないものは2枚)
- ③手数料1通につき400円分

本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主)の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、役場の国民年金窓口(住民課住民グループ)へご相談ください。

国民年金保険料免除等の申請

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役場の国民年金担当窓口(住民課住民グループ)で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。令和6年度分(令和6年7月分から令和7年6月分まで)の免除等の受付は、令和6年7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの申請を忘れていた期間がある方は、下記へご相談ください。

「お問合せ先」

むつ年金事務所

☎0175-22-4947

または

東通村住民課住民グループ

☎0175-33-2135

自動車税種別割の納付は

お早めに

今年度の自動車税種別割の納期限は、7月1日(月)です。

自動車税種別割は、下北地域県

お知らせ

募集

イベント情報



税金・保険料

相続登記の申請義務化について

4月1日から、土地・建物の相続登記の申請が義務化されました。土地・建物を相続により取得したことを知った日から3年以内に法務局に相続登記を申請することが、法律上の義務です。4月1日以前に相続した土地・建物についても、相続登記がされていない場合は、義務化の対象になりますので、令和9年3月31日までに登記する必要があります。

「お問合せ先」

青森地方法務局むつ支局

☎0175-23-3202

(音声案内2番)

国民年金保険料

納付期限までに納めましょう

令和6年4月分から令和7年3月分までの国民年金保険料は、月額16,980円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。クレジットカードやインターネット等を利用しての納付や便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、文書、訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけではなく、納付義務のある方(被保険者